

生坂村犯罪被害者等支援条例（仮称）に対するパブリックコメントの結果について

1. 意見募集について

【期間】 令和5年11月24日（金）から令和5年11月30日（木）まで

【閲覧方法】 村公式ホームページ

【受付方法】 郵便、ファクシミリ、電子メール

2. 条例（案）への意見と村の考え方

【意見数】 4件

意見（原文のまま記載）	村の考え方
二次被害を防ぐために、犯罪被害者に接する職員の方の研修などを行い、先ずは役場内での態勢を整えることが先ではないか。条例が先ではなく、住民の皆さんに支援の必要性や二次被害を防ぐ手立てを丁寧に説明し、その上で理解、配慮、協力を求めるべきではないか。	研修につきましては、関係機関（国、県、警察その他行政機関、犯罪被害者等の支援を行う民間団体）が行う研修会へ参加して、人材育成を優先して取り組んでまいりたいと考えております。 また、あわせて村民等の理解を深めるため情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講じてまいります。
上のことを考える上で、今回の条例骨子案の示し方、パブリックコメントの集め方は適切だったのか疑問である。	ご意見として受け止めます。
11月24日の信濃毎日新聞でこの条例について扱った記事があった。犯罪被害者の方が、事件後に町営住宅への入居を断られたそうだ。これは役場の対応に問題があった事例であるとする。同じ記事の中で、「危機管理や福祉など他分野の対応が必要になるため、職員数が限られる町村からは「犯罪被害者が対岸の火事とは言わないが、手が回らない」との声もあった。」とある。職員の対応	部署間や関係機関と連携をとりながら、取り組んでまいりたいと考えております。 また、いただいたご意見を尊重して、施策検討の際の参考とさせていただきます。

によって、二次被害を引き起こす危険性があること、条例が出来ても、職員に対応できる態勢が整っていないければ、結局被害者が救われないことも考えられる。専門の職員がない場合、現在の仕事に加えて犯罪被害者に対応する場合の知識、他部署との連携の取り方も考えていく必要があると思う。記事の中では「被害直後などの不安な精神状況にある被害者や遺族らに寄り添った支援ができるか不安の声も聞かれる。」とある。職員の方が現在もっている仕事とともに、不安なく対応できることなのか、検証する必要があるのではないか。

条例よりなにより、この啓発活動を先に行う必要があるのではないか。

村民等の理解を深めるため情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講じてまいります。